

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、変化の激しい経営環境に対応すべく、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつと認識し、経営の効率化、意思決定の適正化・迅速化および経営の透明性の確保に向けた取組みを行っております。

また、当社は、以下に掲げる「大同特殊鋼グループ経営理念」、「行動指針」のほか、社会に貢献する企業としての責任を明確にするために、「大同特殊鋼企業倫理憲章」を制定し、社会に開かれた企業としての基盤の整備に努めております。

<大同特殊鋼グループ経営理念>

素材の可能性を追求し、
人と社会の未来を支え続けます。

<行動指針>

高い志を持つ
誠実に行動する
自ら成長する
チームの力を活かす
挑戦しつづける

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則 1-4 政策保有株式]

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

当社が行う事業は、原材料・資材の調達、製品の開発・製造・販売、安定的な供給など全ての面において、関係先企業との協力関係が不可欠と考えています。今後も持続的に成長していくために、各ステークホルダーとの信頼関係を維持しつつ中長期的な企業価値向上を図ることが必要と考えております。したがって、企業価値向上の視点に鑑み、妥当性のあるものは保有を、薄れたものについては縮減を行っていく方針です。

(2) 政策保有株式の検証内容

当社は、毎年、個別の政策保有株式について、取締役会で保有目的および保有の妥当性の確認を検証しています。保有の妥当性は、投資先企業の財務安定性および株価・配当等の定量的な検証と、投資先企業に対する販売額・仕入額および利益額・金融取引における取引額等を考慮した上で当社の事業上の重要性を定性的に評価して検証しております。当事業年度は、2020年8月に開催した取締役会にて検証し、1銘柄を売却する方針としております。他の銘柄につきましても今後の状況に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減を図っていきます。

(3) 議決権行使に関する基準

当社は、発行会社が反社会的な行為を行っておらず、かつ、発行会社の中長期的な企業価値向上に資する提案か否か、また、当社への影響など総合的に判断し議決権を行使します。

[原則 1-7 関連当事者間の取引]

当社は、役員との利益相反取引について、会社法に定められた手続きを遵守するとともに、取締役でない執行役員との取引についても、取締役会での承認、さらに重要な事実報告を要することとしています。

[原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

企業年金の運用を含む退職給付制度に関しては、経営企画部、人事部、経理部で構成する退職給付制度委員会を取締役に諮問する機関として四半期に一度開催し、運用状況をモニタリングしています。また、企業年金制度の管理に関し、適切な人材配置を行うと共に、年金運用管理の幹事金融機関から適宜情報支援を受けています。

[原則 3-1 情報開示の充実]

(1) 当社の経営理念、中期経営計画については、当社WEBサイトに公表しています。

経営理念 <https://www.daido.co.jp/about/corporate/philosophy.html>

中期経営計画 https://www.daido.co.jp/about/release/2018/0606_plan.html

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)

ア. 方針

取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成されております。月額報酬については、役職ごとの固定部分と当期の連結経常利益を指標とする業績連動部分で構成しております。役職ごとに報酬テーブルを定めており、業績連動部分の支給割合については、職責に応じて、役職が高くなるほど業績連動報酬の割合が大きくなってまいります。当該指標を選択した理由は、連結の業績が市場からの評価の対象となっており、インセンティブとして機能させるためです。

賞与については、各期の経常利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、および過去の支給実績等を総合的に勘案の上、検討

しています。

イ. 手続

月額報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において決定します。報酬テーブルに基づき代表取締役が原案を作成し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会で審議いただき決定しています。各取締役の月額報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める基準に基づき決定しています。

賞与については、定時株主総会の決議により、支払総額について承認を受けた上で、各取締役の賞与額は、当社の定める賞与テーブルに基づき算定し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて審議いただき決定しています。

(4)

ア. 方針

当社の取締役・監査役候補の選任に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点により総合的に検討しています。取締役、監査役に法令、定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合には、解任について検討いたします。

イ. 手続

選解任について、上記方針に従い代表取締役が原案を作成し、指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において検討し、決議いたします。

(5) 取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」に個々の経歴を具体的に示すことにより説明しています。また社外取締役・監査役については、個々の指名理由を「株主総会招集ご通知」に記載しています。取締役・監査役の解任に関しては、「株主総会招集通知」等で説明いたします。

[補充原則 4-1-1]

当社において、取締役会は、法令または定款で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画、子会社の設立・出資など、「取締役会規則」に定めた経営に関わる重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行う機関と位置付けています。

また、「決裁規程」により、設備投資や契約などの業務項目毎に、主に一定金額未満の規模の案件について、社長、担当執行役員等に決定を委ねることを定めています。

なお、重要なものについては、その内容により設備投資検討会、人事検討会等、さらに重要性の高いものは経営会議等の会議体における審議を踏まえることにより、様々な観点からの検討・モニタリングを通して、適正な意思決定が図られるよう努めています。

[原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたり、会社法の要件および証券取引所の独立性基準の要件を満たし、また、経営に対する幅広い見識を有し、当社の経営に対し適切な意見をいただけることを重視しています。

[補充原則 4-11-1]

当社では、定款にて取締役の数を15名以内と定め、選任に際しては、年齢、性別を問わず、迅速、的確、公正な意思決定が継続して行われるよう努めています。またその内訳も、各事業の経営や喫緊の課題に精通した人物であり、社外取締役も含め、知識・経験・能力やグローバルな視点、ジェンダーなど多様性を重視し、非常にバランスのとれた構成としています。今後も、定款において定められた人数の範囲内でバランスの取れた選任をし、迅速かつ適切な意思決定に努めていきます。

[補充原則 4-11-2]

当社取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況は、「事業報告」に記載しています。

[補充原則 4-11-3]

当社は、取締役および監査役全員を対象としたアンケート調査に基づく「分析・評価結果」を取締役会において報告し、実効性が確保されていることを確認しております。今後も調査で寄せられた意見などを参考に、実効性の維持・向上に努めていきます。

[補充原則 4-14-2]

当社では、社内役員に対して、新任時の社外研修、就任後の会社法や時々の情勢に適した内容での専門家による社外セミナー参加や、適宜社内講習会の開催等を通して、経営者として習得しておくべき、法的知識を含めた役割・責務の理解促進を図っています。また、社外役員については、会社の事業や機能等に関する理解を深めてもらうために、重要な経営課題に関する個別の説明・意見交換や、主要な事業所の視察などの機会を設けています。常勤監査役については、日本監査役協会に入会して、継続的に知識の習得を図っています。

[原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

(1) 株主との対話については、経営企画部担当取締役が統括しています。

(2) 当社では、経営企画部および経理部にIR担当者を置き、必要に応じ広報、総務等他の部門と連携しています。

(3) 株主・投資家との対話の機会としては、株主総会をはじめ、アナリスト・機関投資家の皆様向けに四半期ごとの決算説明会・電話会議およびその内容の当社WEBサイト上での開示、個人株主様向け工場見学会などを実施しています。

(4) 対話の場において寄せられた意見、要望については経営陣幹部に報告し、情報の共有・活用を図っています。

(5) 情報開示にあたっては、公平かつ迅速に情報を開示するよう努めています。証券市場の公正性・健全性確保の観点から、投資判断に影響を及ぼすインサイダー情報の管理の重要性を認識し、決算期におけるサイレント期間の設定をしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本製鉄株式会社	3,100,960	7.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,808,400	6.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,469,400	5.79
明治安田生命保険相互会社	2,075,928	4.86
株式会社みずほ銀行	1,577,314	3.69
日本発條株式会社	1,449,700	3.39

株式会社三菱UFJ銀行	1,405,804	3.29
本田技研工業株式会社	1,305,345	3.06
トヨタ自動車株式会社	869,000	2.03
株式会社デンソー	800,000	1.87

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2020年9月30日現在のものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、上場子会社として、ステンレス製品の二次加工品を製造・販売する日本精線株式会社とエンジンバルブを製造・販売するフジオーゼックス株式会社の2社を有しています。両社の上場意義として、知名度・信用力に基づく営業取引の拡大や資金調達の優位性、優秀な人材の確保が挙げられます。また、この両社を当社が保有する意義としては、当社からの素材提供、及び当社の素材に関する知見の共有や共同での研究開発により、一体となった事業シナジー拡大を進めることで利益の最大化を目指すところにあります。

また、上場子会社が経営の独立性を確保するためのガバナンス体制の構築については以下のとおりであります。

- ・日本精線株式会社においては、ガバナンス委員会を設置し、経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補の指名、また経営陣幹部や取締役の報酬、並びに後継者計画等の重要な事項について、社外独立取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。
- ・フジオーゼックス株式会社においては、本年6月の株主総会にて、取締役会の監督機能を強化しコーポレート・ガバナンスの向上を図るとともに、業務執行の機動性を高め迅速な意思決定を可能にするため、監査等委員会設置会社へ移行することを決議しております。

当社においても、上場子会社を含むグループ会社に対し関連会社管理規定を設け、一定の事項については事前協議および個別報告を求めることで、個社における経営の独立性を確保しつつ、グループ全体でガバナンスが実効する体制を敷いております。

上場子会社の保有意義につきましては、上記のとおり当社グループの成長に資するかという観点から継続的に検証してまいります。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
相馬 秀次	他の会社の出身者								○			
種村 均	他の会社の出身者								△			
神保 睦子	学者									○	○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相馬 秀次	○	現在、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。同社へは当社の製品を販売しておりますが、その金額は当社の売上高の1%未満です。	相馬秀次氏は、鉄鋼会社の経営幹部として経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な意見をいただけるものと考えております。同氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。同社への当社の製品を販売の金額は当社の売上高の1%未満であり、同社から当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。

種村 均	○	2018年6月まで株式会社ノリタケカンパニーリミテドの業務執行者を務めておりました。同社との当社の間に相互に販売の取引がありますが、いずれもそれぞれの売上高の1%未満です。	種村均氏は、経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な意見をいただいております。同氏は、株式会社ノリタケカンパニーリミテドで業務執行者を務めておりましたが、同社と当社の取引は僅少であり、同社から当社の経営が影響を受けることはなく、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。
神保 睦子	○	現在、学校法人大同学園の理事であります。1939年の同学園創設時に当社より出資しておりますが、現在は出資の関係にありません。同学園には当社より寄付を行っておりますが、その寄付額は同学園の総収入の1%未満です。また、当社出身者が同学園の理事を務めておりますが、同学園および当社は、それぞれ他の出身の理事、社外役員が複数選任されております。	神保睦子氏は、学校法人の理事として、また大学の学長・教授として幅広い見識・経験を有しており、当社の経営に対し適切な意見をいただけるものと考えております。同氏は、学校法人大同学園の理事であります。現在、当社から同学園への出資はなく、当社から同学園への寄付は、同学園の総収入の1%以下であります。また、当社出身者が同学園の理事を務めておりますが、同学園および当社は、それぞれ他の出身の理事、社外役員が複数選任されており、同学園と当社の経営が相互に当社から影響を受けることはなく、同氏は、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	3	0	1	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	3	0	1	社内取締役

補足説明

「指名・報酬委員会」は、取締役等の指名・報酬の決定に際し、コーポレートガバナンス体制をより充実させ、決定プロセスを透明化、客観化することで説明責任、監督機能の強化を図ることを目的として、設置しております。上記表の委員構成のうち「その他」1名は社外監査役です。したがって、取締役会の任意の諮問機関として独立社外役員を過半数として構成され、取締役等の指名・報酬に関する事項を諮問し、広く議論する場として位置付けております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人（監査法人）は、定期的にそれぞれの監査計画・結果を説明し、意見および情報交換を行っております。また、監査役とCRM部は、それぞれの監査計画を説明し、当該年度の監査の内容、進め方について意見交換を行っており、監査結果についても適宜説明・報告し、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水谷 清	他の会社の出身者										△			
松尾 憲治	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水谷 清	○	2012年まで株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の業務執行者を務めておりました。同行と当社との間には借入の取引があり、同行からの借入金は、当社全借入金の19%程度であります。	水谷清氏は、金融機関の経営幹部および事業会社の常勤監査役の経験から経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な監査をいただけるものと考えております。同氏は、当社の取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の業務執行者でしたが、退任後約8年が経過しております。また、同行からの借入金は当社全借入金の19%程度であり、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから、同行から当社の経営が影響を受けることはなく、同氏は、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。
松尾 憲治	○	2013年まで明治安田生命保険相互会社の業務執行者を務めておりました。同社と当社の間には、借入の取引があり、同社からの借入金は、当社全借入金の6%程度であります。	松尾憲治氏は、金融機関の経営者の経験から経営に関する幅広い見識・知見を有しており、当社の経営に対し公正かつ独立した立場から適切な監査をいただいております。同氏は、当社の取引金融機関である明治安田生命保険相互会社の業務執行者でしたが、退任後約7年が経過しております。また、同社からの借入金は当社全借入金の6%程度であり、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから、同社から当社の経営が影響を受けることはなく、同氏は、一般株主と利益相反のおそれはないと判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

会社業績との連動性を確保する報酬体系の導入のみ実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告および有価証券報告書に全役員の報酬総額について開示しております。なお、事業報告および有価証券報告書は当社ホームページに掲載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、月額報酬と賞与により構成されております。月額報酬については、役職ごとの固定部分と当期の連結経常利益を指標とする業績連動部分で構成しております。役職ごとに報酬テーブルを定めており、業績連動部分の支給割合については、職責に応じて、役職が高くなるほど業績連動報酬の割合が大きくなっております。当該指標を選択した理由は、連結の業績が市場からの評価の対象となっており、インセンティブとして機能させるためです。

賞与については、各期の経常利益をベースとし、配当、従業員の賞与水準、他社の動向、および過去の支給実績等を総合的に勘案の上、検討しています。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

・社外取締役に対し、取締役会の開催に際して重要な事項につきましては、事前に説明しております。なお、秘書室に社外取締役を補助するための担当を置いております。

・非常勤社外監査役に対しては、重要な取締役会の議案につきその内容を事前に説明し、十分に審議しております。なお、秘書室およびCRM部に社外監査役を補助するための担当を置いております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
小澤 正俊	特別顧問	他企業、財界活動等社外活動に従事	非常勤・報酬無	2015/06/26	1年間

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

- ・当社は取締役会決議により、相談役・顧問等を選任しております。
- ・当社は相談役・顧問等に関する内規を定めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

・業務執行に関して、当社グループは取締役および使用人が共有するグループ目標を定め、原則としてこれに基づく3年度を期間とする中期経営計画を策定しております。取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の年間計画を設定しております。中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

・「取締役会」を毎月1回以上開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行っております。また、常勤取締役および常務以上の執行役員が出席する「経営会議」を原則として月1回、必要あるときは随時開催し、重要事項に関する意思決定の機動性を高めるとともに、より緊密な情報伝達のを確保しております。さらに、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、相

互の連携を図っております。

・社外取締役および社外監査役を選任し、取締役の職務執行を監督および監査しております。

・当社の監査役監査、内部監査、会計監査の状況につきましては以下のとおりです。

ア. 監査役：監査役は、取締役会、経営会議等の主要会議や「CRM委員会」などの業務執行に関する重要な会議のほか、各事業部門の業務検討会にも出席し、業務執行状況を監査しております。また、内部監査の実施状況やホットラインへの相談・通報状況などの報告を受けております。

イ. CRM部：各部・事業場・関係会社の実地監査と取締役への報告、監査役への報告と打合せ・意見交換、会計監査人との意見交換を実施しております。

ウ. 会計監査人：当社および連結子会社の会計監査の実施と報告、監査役への報告と意見交換、CRM部との意見交換を実施しております。

・会計監査の状況につきましては、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は高橋寿佳氏、坂部彰彦氏、滝川祐介氏の3名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士9名、その他13名であります。

・継続監査期間は53年間ですが、業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、原則として連続して7会計期間を超えて監査業務に関与しておりません。

・当社の監査役会においては、監査法人の選定の判断を以下の項目で実施しております。

適格性（独立性、品質管理体制、専門的能力等）

監査の方法の相当性（監査計画、監査の実施状況、監査結果の報告）

・現在の監査法人については、これらの判断に適合したものと評価でき、また執行部門の監査法人評価等も勘案し総合的に判断した結果、再任の決定につながっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用し、社外取締役3名を含む取締役会および社外監査役2名を含む監査役会が業務執行を監査・監督する体制を採用することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、意思決定の適正化・迅速化と経営の透明性・公正性を確保しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前（法定期日より1週間前）に、早期発送しております。第96期定時株主総会開催日は2020年6月25日でありましたが、招集通知は、6月3日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第96期定時株主総会は、集中日より1日前の2020年6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	2004年6月29日開催の第80期定時株主総会から、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は、英文の招集通知を作成し、証券取引所および当社ウェブサイトへ開示、掲載しております。
その他	当社は、証券取引所および当社ウェブサイトへ招集通知を発送前に開示、掲載しております。総会はビジュアル化を推進しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算発表にあわせて開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	次の資料等を当社ホームページに掲載しております。 決算短信・有価証券報告書および各四半期報告書・決算説明会資料・ アニュアルレポート・内部統制報告書・コーポレートガバナンス報告書・ 定款	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	『大同特殊鋼企業倫理憲章』に記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	二酸化炭素排出量の削減等の地球環境対応のほか、様々な取り組みを実施しております。実施状況については『CSR報告書』に取りまとめで発行し、当社ホームページにも掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	『大同特殊鋼企業倫理憲章』のなかで、「株主をはじめ、社会と広くコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する」ことをうたっており、これに基づいて定めた『大同特殊鋼の行動基準』の冊子を経営者をはじめ全社員に配布し、その徹底を図っております。

その他

<女性の活躍の方針・取り組みについて>

当社では、従業員が、各々のライフステージにおいて仕事と生活のバランスを取り、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」との好循環がもたらされることが会社の発展につながるものと考え、各種制度の導入や職場環境の整備を図っています。

2014年10月に「ダイバーシティ推進プロジェクト」を立上げ後、「女性の活躍推進」を主眼としてインフラ（就業・住環境）、制度整備等に取り組んで参りました。

そして、2018年10月に人事部配下の「ダイバーシティ推進室」へと組織改編を行い、従来施策の拡充に加え、各人が「働きがい」を持ち、多様な人材が活躍できる風土の定着を目指して活動を継続しています。

特に女性の活躍に向けては、多様性を活かせる職場風土の醸成と上長の意識改革や、本人のキャリア形成への支援などに取り組んで参ります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 内部統制システムの基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備し、コンプライアンスの徹底、財務報告の信頼性の確保、業務の効率性の確保およびリスクマネジメントの実施に努めるとともに、不断の見直しを行いさらなる充実を図る。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を制定し、すべての取締役、執行役員および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を順守していくことの重要性」を繰り返し伝える。取締役、執行役員および使用人が『大同特殊鋼の行動基準』を順守するよう啓発、監査、改善、是正を継続する。

また、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選定のうえ、代表取締役社長を委員長、当該担当役員を副委員長とする「CRM（コーポレート・リスク・マネジメント）委員会」を設置する。

使用人等からの法令違反行為等に関する相談、通報窓口（ホットライン）を設置するとともに、通報者に不利益のない適正な運営を確保し、コンプライアンス経営の強化に資するものとする。

代表取締役副社長はCRM部を管掌する。CRM部は指示に基づき業務執行状況の内部監査を実施し、代表取締役副社長に報告する。

当社は『大同特殊鋼企業倫理憲章』に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する。総務担当部門を反社会的勢力および団体への対応統括部門とし、当該部門の担当執行役員を不当要求対応責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され、「文書管理規程」に従い保存される。取締役および監査役はこれらの文書等を常時間閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理基本規程」「個人情報取扱管理規程」「情報システム管理規程」に基づき適正に管理される。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスクマネジメントに関する基本的な事項を「リスクマネジメント規程」に定め、平時におけるリスクマネジメント体制の確立および継続的改善を図る。

「CRM委員会」は半期に2回、必要あるときは随時、開催し、当社および当社グループ内において近い将来に発生が予想されるリスクおよび潜在的リスクのマネジメントについて審議を行う。

全社のリスクマネジメントは、全社リスクマネジメント統括部門が統括する。環境、安全、品質等に関する個別のリスクは、原則として本社管理部門の統括・支援の下、各事業部門・事業場において自律的にマネジメントし、重要な事項についてはCRM委員会に報告する。

危機発生時はそのレベルに応じて「危機対策本部」を設置のうえ、事業の復旧を図るとともに、対外的影響を最小限にするための対応策を実施する。当社グループは東海地震、東南海地震を想定した地震対策を順次計画的に実行し、生産基盤の耐震性強化を図っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは取締役、執行役員および使用人が共有するグループ目標を定め、原則としてこれに基づく3年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の年間計画を設定する。

中期経営計画、業績目標を達成するために取締役の職務権限と分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。

職務の執行の意思決定については、「取締役会規則」において取締役会付議事項を明確化し、その他の事項に関する権限を「決裁規程」において代表取締役社長、各担当執行役員および各部門長に委譲するとともに、「組織規程」において各部門の職務分掌を定める。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の業務執行状況については、「関連会社管理規程」に従って関連事業部が統括管理する。

関連事業部は子会社に対し、規程に定める一定の事項についての事前協議および企業集団内の個別検討事項についての報告を求め、取締役、監査役、執行役員へ毎月報告する。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスクマネジメントについては、「リスクマネジメント規程」に従ってCRM部が統括管理する。

CRM部は子会社に対し、リスクマネジメント体制の整備その他リスクマネジメントに関する事項について、子会社の実情に即した指導を行う。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は子会社による中期・年間経営計画の策定にあたり、当社との事前協議の場を設ける。

また、子会社の経営が当社グループ経営の全体最適に適うよう、子会社の状況把握と諸問題の対策・検討を行う。

関連事業部は「関連会社社長会」「関連会社総務担当役員・部長会」を開催し、当社およびグループ会社相互の経営状況その他の情報交換を行い、企業集団としての連携を図る。

④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社取締役、監査役、執行役員および従業員は子会社の非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、子会社を監査、監視する。

CRM部は企業集団の内部監査の実施または統括を行う。CRM部は子会社を巡回して業務の適正性を監査するとともに、1年に1回「グループCRM研究会」を開催し、内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図る。

⑤ その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を配布し、コンプライアンスの意識を啓発する。

財務報告の信頼性の確保については、当社およびグループ会社における体制の整備と運用に関する基本的な事項を「内部統制規程」に定める。

また、内部統制（金商法）を担当する役員を選定のうえ、CRM委員会の委員とする。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役はCRM部所属の使用人（監査役スタッフ）に監査業務に必要な事項を指揮命令できる。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は監査役スタッフに監査役の命令に関して、取締役、執行役員やCRM部長の命令を受けない。
当該使用人の人事異動、考課については監査役の同意を得るものとする。
- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
取締役は監査役スタッフが監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該スタッフが監査役の職務を補助するのに必要な時間をCRM部長に確保させる。
- (9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は経営会議および業務執行に関する重要な会議に出席することができる。
取締役、執行役員および使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。
ア. 当社および当社グループの業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
イ. 取締役、執行役員または使用人が法令違反、定款違反をするおそれのある場合
ウ. 内部監査の実施状況
エ. ホットラインその他への相談・通報状況
- (10) 子会社の取締役、監査役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
取締役、執行役員および使用人は監査役に対して、子会社に関する前項（ア）から（エ）までに掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。
CRM部は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人から聴取した内容を監査役に報告する。
- (11) 監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。
- (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続に関する事項
監査役が監査役および監査役スタッフの職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、担当部門において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。
- (13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制について

- ・『大同特殊鋼企業倫理憲章』および『大同特殊鋼の行動基準』を制定し、全従業員およびグループ各社に周知しております。また、『大同特殊鋼の行動基準』の考え方を解説した行動基準ガイドブックを全従業員に配布し、周知しております。
- ・階層別教育などを通じてコンプライアンス教育を計画的に実施するとともに、10月の企業倫理月間において社長メッセージの発信、社外講師によるコンプライアンス講演を実施するなど、法令順守と企業倫理の徹底について継続的な取り組みを行っております。
- ・コンプライアンスの相談・通報窓口（ホットライン）を設置し、受付手段を全従業員およびグループ各社に周知するとともに、ホットライン窓口となる担当者には、相談・通報時に適切に対応できるよう定期的に教育を実施しております。
- ・相談・通報に対しては「内部通報規程」を設け通報者に不利益のない適正な運営を行っております。
- ・CRM部は、計画に基づき当社およびグループ各社に対し業務執行状況の内部監査を実施し、定期的に社長に報告しております。
- ・『大同特殊鋼企業倫理憲章』に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを掲げ、平素から警察、弁護士等の外部専門機関との関係を構築しております。

(2) リスク管理体制について

- ・「CRM委員会」を6回開催し、重点管理リスクへの対応など平時のリスクマネジメントに関する課題、対策について審議を行いました。
- ・リスクオーナー活動として部門長が自部門のリスク管理・低減に取り組み、その活動状況について「CRM委員会」で報告を行いました。
- ・地震・津波等の災害に備える各種施策の実施、技術情報漏洩防止に向けた取り組みにつきましては、役員をリーダーとする全社横断的なワーキング・グループ活動を展開し、BCM（事業継続マネジメント）マニュアルの見直しや工場等の耐震化などを鋭意進めております。
- ・災害時における従業員等の所在把握を目的として、各事業場において入退場管理システムを導入しております。

(3) 取締役の効率的な職務の執行体制について

- ・「取締役会」を13回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の報告ならびに取締役の職務執行の監督を行いました。
- ・取締役の職務権限と分担を明確にするとともに、「決裁規程」において社長、執行役員および部門長への権限委譲を行う対象を定めることにより、意思決定の適正化・迅速化を確保しております。

(4) グループ会社管理体制について

- ・子会社による年間経営計画の策定や設備投資など規程に定める一定の事項につきまして、当社と事前協議を実施しました。
- ・関連事業部は、子会社の業務執行状況につきまして、取締役、監査役、執行役員へ毎月報告しております。
- ・CRM部は、子会社のリスクマネジメントに関する規程を確認するなど、リスクマネジメントに関して各社の実情に即した指導を行っております。
- ・「関連会社社長会」「関連会社総務担当役員・部長会」をそれぞれ2回開催し、当社から子会社に対し内部統制にかかる諸問題を含む経営状況その他の情報提供を行うとともに、当社およびグループ会社相互の情報交換を行い、企業集団としての連携を図りました。
- ・当社取締役、監査役、執行役員および従業員は、子会社の非常勤取締役または非常勤監査役に就任し、取締役会への出席を通じて子会社の監査、監視を行っております。
- ・CRM部は、子会社を巡回して業務の適正性を監査しております。また、「グループCRM研究会」および専門テーマに特化した分科会を開催し、コンプライアンス、リスクマネジメント、内部監査の情報交換と監査技術の研鑽を図りました。
- ・財務報告の信頼性確保につきましては、「CRM委員会」を6回開催し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況を評価しました。

(5) 監査役職務の執行の実効性を確保する体制について

・監査役は、経営会議等の主要会議や「CRM委員会」などの業務執行に関する重要な会議のほか、各事業部門の業務検討会等にも出席し、業務執行状況を監査しております。また、内部監査の実施状況やホットラインへの相談・通報状況などの報告を受けております。

・監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、相互の連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では『大同特殊鋼企業倫理憲章』および前記内部統制システムの基本方針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを掲げております。さらに、役員・従業員に配付している『大同特殊鋼の行動基準』において、具体的な内容にて啓発しております。

また、総務担当部門を反社会的勢力および団体への対応統括部門とし、当該部門の担当執行役員を不当要求対応責任者とする。平素から警察、弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当要求には外部専門機関と連携して組織的に対応することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、「買収防衛策」の継続について2018年6月27日開催の当社第94期定時株主総会に提案し、出席株主の賛成多数をもって可決承認されました。

内容につきましては、当社ホームページ (<https://www.daido.co.jp/common/pdf/pages/ir/information/sitemap/defence.pdf>) に掲載いたしておりますのでご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示体制の概要〕

(1) 会社情報の適時開示に係る会社の基本的な考え方

ア. 当社は、2003年2月に「大同特殊鋼企業倫理憲章」を制定し、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルールおよびその精神を順守するとともに、社会的良識をもって行動することを宣言いたしました。これは、輝く伝統を受け継ぐとともに、「経営理念」および「行動指針」の趣旨を拡大して、コンプライアンス経営を実践するためであります。

イ. この「大同特殊鋼企業倫理憲章」に8つの原則を掲げておりますが、その3原則目に「3. 株主をはじめ、社会と広くコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。」と謳い、当社は投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであると十分に認識しております。そして常に「会社情報適時開示規程」に基づき投資者の視点に立ち、次の考え方を基本に迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行います。

・適時開示の基本的な考え方

- (ア) 情報を隠さずもれなく迅速に報告 (収集) すること。
- (イ) 情報を外部に漏らさず報告 (収集) すること。
- (ウ) 正確な情報を公平かつ遅滞なく迅速に開示するとともに、積極的に対応すること。
- (エ) 定期的に情報開示の適正性を教育・啓蒙・確認すること。

(2) 適時開示が求められる会社情報

適時開示が求められる会社情報は、有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績等に関する情報であります。詳細は上場している証券取引所が定めた「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」および「会社情報適時開示ガイドブック」等を参照しております。

(3) 適時開示に係る社内体制

適時開示に係る社内体制は、別紙＜適時開示に係る社内体制の概要図＞のとおりであります。

(4) 適時開示に係る啓蒙・教育活動

適時開示に係る啓蒙・教育活動の担当は、情報適時開示事務局 (総務部総務室) であります。

ア. 規程の周知徹底

当社が定めた「会社情報適時開示規程」をイントラネットのキャビネットに掲載しております。

また「会社情報適時開示規程」を改定した場合は、速やかに社報にて全従業員に通知し改定内容の周知徹底を図っております。

イ. 適時開示教育の受講等

- (ア) 東証・名証等の情報適時開示セミナー・説明会に参加しております。
- (イ) 総務担当室長会議や関連会社総務担当役員・部長会議の席上で必要のつと適宜説明をし、周知徹底を図っております。

〔業務執行・監査および内部統制の仕組み〕

株主総会

選解任

選解任

選解任

監査役会

監査役 3名
内、社外監査役 2名

監査

取締役会

取締役 10名
内、社外取締役 3名

指名・報酬委員会

社外取締役 3名
社外監査役 1名
代表取締役会長 1名
代表取締役社長 1名

社長執行役員

経営会議
重要案件の
審議等

執行役員会

委員会
・CRM委員会 等

事業部門

指導
支援

協議
報告

グループ会社

会計監査人
(外部監査)

相互連携

相互連携

会計監査

CRM部

内部監査部門

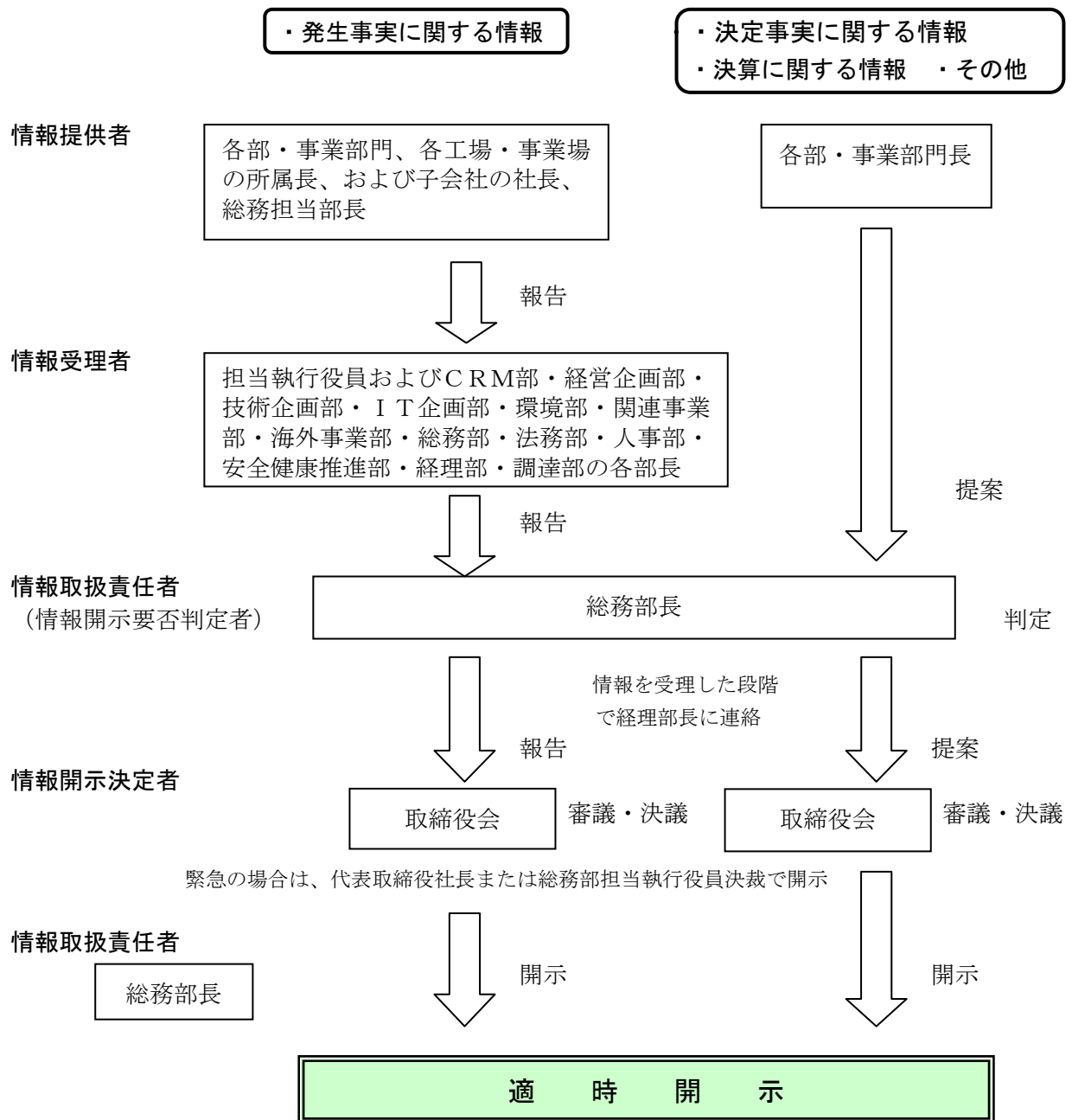
リスクマネジメント部門

内部監査

監査

監査

＜適時開示に係る社内体制の概要図＞



以 上